

# 京都市簡易騒音計貸出実施要領

## 1 目的

この要領は、騒音に対する認識を深めるとともに騒音防止意識の向上を図るため、市民等に市が所有する簡易騒音計（以下「騒音計」という。）を無償で貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

## 2 対象機器

貸し出す騒音計は、CEM社製DT-805とする。

## 3 対象者

騒音計の貸出しの対象者は、市内に在住する者又は市内に通勤する者とし、原則、次の目的に使用する場合に限る。

- (1) 生活環境の状況を把握する目的として測定する場合
- (2) 工場・事業場の公害防止対策を目的として測定する場合
- (3) 騒音等の環境問題への意識向上を図る目的として測定する場合（環境学習等）

## 4 申込方法

騒音計の貸出しを受けようとする者は、運転免許証、健康保険証、社員証その他本人を確認できる書類を提示したうえで、京都市簡易騒音計貸出申込書を環境共生センター所長に提出しなければならない。

## 5 貸出台数

騒音計の貸出台数は1回につき1台とし、複数台の貸出しは認めない。

## 6 貸出期間

騒音計の貸出期間は、貸し出した日から起算して10日以内とする。ただし、10日目が閉庁日の場合は次の開庁日までとする。また、貸出期間の延長は認めず、再度貸出しを受けようとする場合は、騒音計を返却のうえ、所定の申込方法により、申込みを行うこと。

なお、騒音計の貸出しは1人につき、一年度内に4回までとする。

## 7 借受者の遵守事項

騒音計を借り受けた者（以下「借受者」という。）は、次の事項を遵守すること。

- (1) 騒音計の使用にあたっては、使用目的に従った使用をすること。
- (2) 騒音計は精密機械であるため、運搬及び使用に際し、強い振動を与えない等、取扱いには十分注意すること。また、湿気やほこりの多い場所での使用は控えること。
- (3) 貸出期間を遵守すること。
- (4) 騒音計を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

## 8 借受者の責任

借受者は騒音計を故意又は重大な過失により破損又は紛失した場合は、借受者の負担において原形に復し、又は現品をもって弁償しなければならない。ただし、特別の事情があると認めるときは、この限りではない。